

## 第5回学校教育部会 Resume

〇 令和3年6月現在で、令和5年4月に見込まれる児童・生徒数、学級数は以下の通り

<通常学級>

| 学 年 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 計   |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 学級数 | 1  | 2  | 1  | 2  | 1  | 1  | 2  | 2  | 1  | 13  |
| 人 数 | 32 | 38 | 25 | 41 | 38 | 40 | 46 | 47 | 39 | 346 |

<特別支援学級>

| 学 年 |     | 自閉・情緒 | 知的 | 肢体不自由 | 計 |
|-----|-----|-------|----|-------|---|
| 学級数 | 小学校 | 1     | 1  | 1     | 3 |
|     | 中学校 | 1     | 1  | 1     | 3 |
| 人 数 | 小学校 | 2     | 3  | 1     | 6 |
|     | 中学校 | 1     | 4  | 0     | 5 |

※児童・生徒数は今後も変動がある。

### 〇ー2 教育課程の編成

(1) システムをどうするか（校長会で検討中）

① 4－3－2制（4－前期，3－中期，2－後期）

→ 閑上小中学校の教育課程を参考

→ 閑上小中学校を基本に（仮称）西義務教育学校化を図る

② 特に「中期」については要検討

5年，6年 → 小学校教員免許

（\*1：中期所属の教員であるが，7年の担任はできない。ただし，中学校の免許を持っている場合を除く。）

7年 → 中学校教員免許

（\*1：中期所属の教員であるが，5・6年の担任はできない。ただし，小学校の免許を持っている場合を除く。）

（\*2：中・高等学校免許状で担任はできないが，教員免許法第16条の5第1項の規定により，教科・道徳・特活・一部の総合等の指導が可能）

③ 「中期（7年生）」と「後期（8，9年生）」については，学校教育法第49条の5で定められた後期課程により，教科担任制とする。ただし「中期」のうち「5・6年生」も教科担任制を取り入れる。

④ 義務教育学校の要件から，教員は「小学校及び中学校の両方の免許」を持っていることが望まれるが，法の定めるところにより現時点（R3.4.26）ではどちらかの免許を持って入れればよいとなっている。従って，教職員の人事については，1～6年生（学校法で定められた前期課程）と7～9年生（学校法で定められた後期課程）とで別に行うこととする。

## (2)カリキュラムをどうするか（概要・基本となるところは校長会で検討中）

### ①小学校

#### ＜最大の「売り」を何にするのか？「義務教育学校」のメリットを全面に出すために何を？＞

・各教科の指導については、現行学習指導要領に基づいて作成された年間指導計画による。現時点（R3.4.26）で小学校による取り扱い及び進度に違いはなく、現行の年間指導計画で令和3年度を終了するものとする。

令和4年度については、各小学校で各々の年間指導計画を作成し実施するが、4校で同じ年間指導計画のもと教育活動（各教科の指導）を展開したい。

・生活科、総合的な学習の時間、道徳、ふるさと教育、キャリア教育、学校行事等については、令和3年度は各校の計画による。

令和4年度については、令和3年度中に各々の計画を持ち寄り、「統一（同じ内容）で行うもの」と「各校の取り組みとするもの」の計画を立て実施する。ただし、令和5年4月以降の統合を見据え、可能な限り「交流活動」も計画の中に組み入れるものとする。すでに実施済みの活動と今後可能なものの検討は必要と考える。

（例：花山合宿、修学旅行、運動会、子どもサミット、学習発表会、etc）

・他義務教育学校で行っている「〇〇学」のような学びを立ち上げる必要があるか？

（現時点で「(仮称)西学」として、校長会にて検討中である）

### ②中学校

・今年度、現行学習指導要領に基づいて作成された年間指導計画による。

・令和4年度については、今年度実施の検討を十分に行った上で、中期（7年生）と後期（8・9年生）のカリキュラムを考えて教育課程を編成するものとする。

### ③11月までにはBaseとなる考え方を「校長会」で検討し、以降、具体的に検討していきたい。

#### （参考）

- ・閑上小中学校
- ・色麻学園小中一貫校
- ・金成小中一貫教育校
- ・品川区立学校教育要領
- ・(既存校舎+増築)で「義務教育学校」となった学校・地域

近年、そのようにして義務教育学校にした学校（地区）が相当数あるようですので、いくつかの学校をPick upして検討してみたいと思います。

## (3)本日の課題解決

①システムの考え方

②カリキュラム編成について

③昨年までの取組から

交流学習 ふるさと学習 伝統芸能

④「(仮称)西学」の検討

⑤地域の方々への周知とご理解

## 教育職員免許法

第 3 条第 1 項 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない

4 項 義務教育学校の教員（養護及び栄養の指導をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く）については、第 1 項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状並びに中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

### 第 16 条の 5 第 1 項

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科その他の教科に関する事項で文部科学省令え定めるものの教授又は実習を担当する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となる場合は特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

| 義務教育学校                                   |      |    |           |                   |          |      |    |                   |          |
|--|------|----|-----------|-------------------|----------|------|----|-------------------|----------|
| 担任が可能な<br>学校種及び<br>教科等<br>所有する<br>免許状の種類 | 前期課程 |    |           |                   |          | 後期課程 |    |                   |          |
|  | 各教科  | 道徳 | 外国語<br>活動 | 総合的<br>な学習<br>の時間 | 特別<br>活動 | 各教科  | 道徳 | 総合的<br>な学習<br>の時間 | 特別<br>活動 |
| 小学校のみ                                    | ○    | ○  | ○         | ○                 | ○        | ×    | ×  | ×                 | ×        |
| 中学校のみ                                    | △    | ○  | △         | △                 | ○        | ○    | ○  | ○                 | ○        |
| 小学校と中学校<br>両方を併有                         | ○    | ○  | ○         | ○                 | ○        | ○    | ○  | ○                 | ○        |

△：中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校、義務教育学校の前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能です（自立活動は含まれません）。小学校の外国語活動の担任は、英語の教員免許状を所有する者のみ可能です（教育職員免許法第16条の5第1項）。

（文部科学省 HP 「教員免許の概要」より抜粋）

# 義務教育学校に関する法・条例

## ○学校教育法

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

## ○地方自治法

### 第244条の2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## ○大崎市立学校の設置に関する条例

平成18年3月31日

条例第113号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校(以下「学校」という。)を設置する。

(平21条例25・全改)

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園
- (2) 小学校
- (3) 中学校
- (4) 義務教育学校(令○条例○○・○○)

## 1 備品の移動・引越

＜昨年までに行っていることをベースに今年度中にしておかなければならないことを考えたい＞

(例：あくまで参考です)

①基本は西古川小学校にあるものがベース……古いものは廃棄

各校（4校）で「使用可能備品リスト」を作成する（いつまで？どのような形で？写真 List ？）

＜例＞ GN 備品 0001

G=「義務教育学校」に運ぶ備品

N=「西古川小学校」の備品

\*「教科」「一般」等の区別は必要ないか？

\*「年数・購入年度」の問題ではない？

\*もう少し詳細な区別は必要ないか？

②①の中で、「西古川小学校に無いもので、他の学校にあるもの」「西古川小学校にはあるが数が足りないもの」の List up。基本数（原則は、2クラスの授業に耐えうる数）については、校長会並びに担当（学校教育部会）で検討。（現行指導要領に対応しないものは廃棄し、新規購入を検討。）

＜例＞ GH 備品 0001

G=「義務教育学校」に運ぶ備品

H=「東大崎小学校」の備品

N = 西古川小

H = 東大崎小

T = 高倉小

S = 志田小

F = 古川西中

③義務教育学校（前期課程「小学校1年－6年相当」）で必要と思われるものの List up

\* 1 教育課程編成が前提としてある … 「何を」「どう学ばせるのか」が問われる

\* 2 スタート（R5年4月）段階ですべてのものがそろっていることは考えにくい。  
しかし、「こんな教育をしたい」というビジョンは必要では。

\* 3 「タブレットケース」の必要台数と設置場所の確認

④当初の予定では、小学校関係備品の一時置場所として古川西中に確保する予定であったが、増築校舎完成後の移動（引越）を考えると、一時預かりの場所を確保しなくても大丈夫ではないか。

（「一回での移動は厳しい」という声もあります。でも西中で場所が確保できるかということ…）

## 2 図書館の統合（図書の登録・引越 図書館担当と推進室で）

＜昨年までに行っていることをベースに今年度中にしておかなければならないことを考えたい＞

(例：あくまで参考として考えてみました。昨年、システム会社から提案されているようですので、その流れに則って作業を進めたいと思います。)

①最初に人（児童，生徒）の登録ができないか？

GN0101001 アベヒロシ

G=「義務教育学校」に在籍する児童

N=「西古川小学校」の児童

0101001

→ 学籍通し番号 名前はカタカナで

01=1年生

01=男 / 02=女

②①の登録の仕方については、保健関係も同じ

③本の登録

＜例＞人（児童，生徒）の登録と同じです

GT0010123456

G=「義務教育学校」に運ぶ本

T=「高倉小学校」の本

0010123456

001=分類番号

0123456=本の ID / ISBN は使える？

学籍通し番号 名前はカタカナで

④各校登録本のリスト結合、並びに必要な本の選定と必要冊数の検討



## 6 総合的な学習の時間

### 西部地区小・中学校総合的な学習の時間 主な内容と指導時数(素案)

| 学年/時数<br>内容 | 3年生  | 70 | 4年生                             | 70 | 5年生                            | 70 | 6年生   | 70 | 7年生   | 50 | 8年生   | 70 | 9年生   | 70 |
|-------------|--|----|---------------------------------|----|--------------------------------|----|---|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 自然・環境       | 栽培活動   | 20 | 栽培活動                            | 20 | 栽培活動                           | 10 | 栽培活動  | 10 | 自然・環境 | 4  |       |    |       |    |
| 地域・伝統・食・歴史  | 地域全般<br>・4地区全般<br>・高倉地区<br>・矢目田植え踊り<br>・大豆について | 30 | 地域・伝統<br>・志田地区<br>・飯川獅子舞<br>・大豆 | 20 | 地域・食<br>・東大崎地区<br>・新田囃子<br>・米作 | 15 | 地域・歴史<br>・西古川地区<br>・保柳神楽<br>・発酵食品<br>・地域の歴史 | 15 | 地域    | 10 | 地域    | 21 | 地域    | 14 |
| 福祉          |  |    |                                 |    | 福祉<br>・楽々楽館                    | 20 | 福祉<br>・西部デイサービスセンター                         | 20 |       |    |       |    |       |    |
| 情報          | 情報   | 10 | 情報                              | 10 |                                |    |   |    |       |    |       |    |       |    |
| 安全・防災       |  |    |                                 |    | 地域防災                           | 6  | 地域防災  | 6  | 地域防災  | 6  | 地域防災  | 15 | 地域防災  | 10 |
| 自然体験・社会体験活動 |  |    |                                 |    | 合宿                             | 15 | 合宿  | 15 | 合宿    | 15 |       |    | 修学旅行  | 22 |
| 未来・職業・キャリア  |  |    | 1/2成人式                          | 16 |                                |    |   |    | 立志式   | 11 | 職場体験  | 30 | 卒業    | 20 |
| 協働的な表現活動    | 表現発表会  | 10 | 表現発表会                           | 4  | 表現発表会                          | 4  | 表現発表会                                       | 4  | 表現発表会 | 4  | 表現発表会 | 4  | 表現発表会 | 4  |

- ①上記「西部地区小・中学校 総合的な学習の時間 おもな内容と指導時数 (素案)」を基に、令和3年度中に、令和5年度を見越した計画を立案し、令和4年度に可能な限り計画に従って各校で実施 する。
- ②上記計画に従って、副読本の作成も視野に入れる必要があるか？
- ③併せて「学習内容の講師、素材等についての一覧」は必要か？
- ④計画は＜教委＋校長会→部会員で協議＞とする。おおよその案ができたところで、学校毎に学年を割り振って計画を作成し、一つにまとめる。